

2025 年 4 月 25 日

各 位

社会医療法人 山 紀 会

訪問介護事業所閉鎖についての当法人の考え

当法人訪問介護事業所は、2025 年 5 月末日をもちまして事業を閉鎖することとなりました。現在、利用者様のサービスの移行がスムーズに行えるよう、関係先様や行政機関等と連携を図っております。関係先の皆さまには、ご理解、ご協力をいただいております、感謝を申し上げます。

この度の事業閉鎖におきましては、一部ネット記事等において、ご批判をいただいております。その批判は、当法人労働組合やその関係者の抗議行動における主張や、ネット上のブログ記事に依拠したのですが、当該主張やブログ記事には、事実と異なる内容が多分に含まれています。

当法人は、当該主張やブログ記事の内容に虚偽、歪曲があり、読者をミスリードしていることを従前から認識しておりましたが、現在、労働組合が申し立てた複数の労働委員会事件が調査中であり、その調査期日において法人の主張を行ってきました。

今回の当事業所の閉鎖に関しては、事実と異なる内容に基づく一部ネット記事等が、明らかに不当なものであると認識しております。法人の信用失墜など、少なからず法人の運営に影響を与えていると感じています。

事実に基づいた正確な情報を発信するため、以下の通り、当法人が閉鎖の決定に至った事実経過を公表させていただきます。

記

1. 閉鎖を決定した経緯

訪問介護事業は 10 年以上の赤字が続いており、この間、収支の改善を当事業所管理者（当法人の管理職）に求めてきましたが、状況は改善されるどころか悪化してきました。

2019 年 5 月には、当法人理事が、管理者との面談を実施し、事業経営上の問題を指摘し、収支の改善に期待をすることになりました。

2023 年 1 月には、収支の改善がみられないことから、当法人理事より、管理者に対して、このままの運営状況では閉鎖もありうることを伝えました。

2024 年 6 月には、当事業所従業員に対し、人事異動による訪問介護事業の縮小を行うことで収支改善を図ることを提案し、2025 年 3 月末を目途に収支の動向をみて、改善がなければ事業を廃止し、5 月末をめどに業務整理を行い閉鎖となることを説明する会議を開催しようとなりました。しかしながらこの会議は、労働組合によって拒絶されたため、同年 7 月に文書にて通知をしています。

この間、労働組合に対しても、幾度となく団体交渉の場での協議を続けてきました。

2025 年 2 月には、当法人理事長より、労働組合に対して、経理資料をお示しした上で、赤字が拡大していること、現時点では事業継続が不可能と判断していること、当事業所従業員については異動で対応し、従業員に不利益が生じない対応をとることを通知しています。

以上が、閉鎖の決定に至るまでの経過となります。

2. これまでの労働組合との協議、当該事業に従事する従業員への説明

訪問介護事業の事業不振とこれが改善しない場合の閉鎖については、これまで労働組合と団体交渉の場で協議を重ねております。当事業所従業員に対しても説明を行ってまいりました。しかしながら、労働組合が「組合との協議でしか受け付けない」などと拒絶していた経緯もあります。

3. 閉鎖を決定した理由

閉鎖を決定した理由は、恒常的な赤字が、経営に深刻な影響を与え続けており、許容できる範囲を超えてしまったからです。

全国の多くの病院が、物価高などの影響で深刻な経営難に陥っていると報道されています。当法人は、病院、介護老人保健施設などを運営しており、決算書において、黒字を計上していますが、黒字でさえあれば正常な経営状況だということはありません。

1973 年開設の病院をはじめ、建替えや全面改修が必要な施設が複数あります。近年の物価高騰により医療資材だけでなく建築資材なども高騰しており、中長期の経営計画は前途が非常に厳しいものとなっております。

訪問介護事業については、特性上、小規模の事業所の運営は厳しいものとなっております。しかしながら、大阪市西成区では訪問介護事業所が不足しているわけではなく、他産業と同様に競争力が必要な事業となっていると感じています。

訪問介護の基本報酬の引き下げによる事業所経営への影響は、社会的な問題となっていますが、当法人においては、赤字の根本的な原因とはなっておりません。マイナス改定となる以前から恒常的な赤字体質となっていたからです。

恒常的な赤字に陥った原因のひとつに、法人が当事業所を掌握し、運営管理することが不可能となっていることがあげられます。

10 年以上にもわたる赤字に対し、この間、法人としても改善策を考え、従業員に提案、指示をしてきましたが、この業務に従事する従業員が、法人の指示に従わず、改善の努力が見受けられない状況が続いてまいりました。

1 例としてあげますと、訪問介護事業所の管理者は、管理業務に専念し、他事業の業務につくことが禁じられておりますが、当事業所の管理者は、法人の指示に従わず別の事業に従事しています。監督官庁である大阪市福祉局・介護保険課からも、違反であると指摘を受けており、法人として対応に苦慮をしてまいりました。

事業所の管理者が、当該業務に専念をしていただけない状況では、もはや収支の改善を期待することは、望むべくもありません。

4. 閉鎖決定後の手続き、対応について

3月末時点での収益状況を確認し、法人内協議を重ねたうえで閉鎖を決定し、従業員に対して、閉鎖の決定をお知らせしました。

そして4月4日には、閉鎖に伴う業務を指示しました。当事業所の利用者様のサービスがスムーズに他事業者引き継がれることが何より重要であることから、ケアマネージャー様と連携を図り、担当の利用者様のサービスの移行をお願いするよう指示しました。

ところが当事業所従業員は、利用者様に対して、閉鎖に反対する署名を求める活動を始めました。そのことにより一部の利用者様からの苦情も受け付けました。

なお、サービスの移行先が決まるまでは、当法人のサービスは終了いたしませんので、利用者様にとってサービスが途切れることはありません。しかしながら、担当のケアマネージャー様との連携に支障があると、利用者様の次のサービスが決まらず、結果的に利用者様にご迷惑、ご不安をおかけすることになります。

当事業所従業員が法人の指示に従わないことを受け、4月14日より、当法人介護事業部の責任者に指示し、直接、担当ケアマネージャー様に向けて閉鎖のご案内をし、他事業所へのサービスの引継ぎをお願いすることとしました。

また行政の担当窓口や、地域包括支援センターにも説明をさせていただいており、ご理解を得ております。そして担当ケアマネージャー様が、引き受け先となる訪問介護事業所の選定確保にお困りなる場合に備えて、他法人の訪問介護事業所にもサービス引き受けの打診をさせていただいております。

現時点では、利用者様のサービスの移行は順調に進められていると認識しております。

当事業所の利用者様の多くは、同時に当法人の病院の患者様でもあります。地域の医療・福祉に貢献するという使命を負ってきた当法人にとって、訪問介護事業が閉鎖に至ったことは、苦渋の決断となりました。

閉鎖にあたっては、利用者様にご迷惑をかけることだけはあってはならないと考えておりましたが、一部の利用者様を混乱させ、不安にさせる結果となったことを、深くお詫び申し上げます。今後も、関係先様と連携を図り、地域の医療・福祉の総合的なサービスの提供をさせていただきます。

5. 最後に

引き続き、利用者様のサービスが平穩に引き継がれるよう、関係者様との連携をはかってまいります。また誠意をもって労働組合との協議や、当該事業所に従事する従業員への説明も行っております。

改めて、当法人の患者様、利用者様をはじめ取引先等関係先の皆さまには、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。そして、正確な情報に基づいてご判断、ご支援をいただければ幸いです。

以上